

1. 件名：関西電力(株)美浜発電所第3号機に係る溶接安全管理審査の申請に関する面談

2. 日時：令和元年10月4日 10時10分～10時20分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

高須統括監視指導官、中田上席原子力専門検査官、河田検査技術専門職

関西電力(株)

高浜発電所 機械工事グループ 課長 他3名

5. 要旨

○関西電力(株)から、美浜発電所第3号機の圧力逃がし設備のうちフィルタベント設備配管の溶接安全管理審査の申請について、以下の説明を受けた。

- ・当該設備に係る工事は、新規規制基準施行時の移行措置により既に工事に着工し、工事を進めている。当該設備の許認可については、設置許可の審査が継続中であり、工事計画の認可申請ができておらず、機器区分が確定していない。
- ・当該設備について、関西電力(株)としては、重大事故等クラス1機器（以下、「SAクラス1」という。）に該当すると整理している。先行プラントで工事計画認可を受けた高浜発電所第2号機においてもSAクラス1としている。
- ・当該設備の機器区分が確定していない状況ではあるが、工事進捗を踏まえ計画的に溶接事業者検査を実施したいことから、当該設備については、SAクラス1として扱い溶接事業者検査の実施を計画し、溶接安全管理審査を受審したい。

○原子力規制庁から、当該設備に係る溶接安全管理審査申請書の提出があれば、形式要件を確認した上で受理する旨を伝えた。ただし、機器区分が変更になった場合は、再度事業者検査にて技術基準の確認が必要となることも申し添えた。

○事業者から了承の旨の回答があった。

6. その他

配付資料なし